

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した令和6年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

○ 未収金対策について

農地の受け手が適切に耕作や農地の管理を行っていないことが未収金の発生につながっているケースもあることから、農地中間管理事業の適切な運営を図るため、状況に応じて契約の解除を検討していく必要がある。

○ 所有者不在農地の土地改良区賦課金の取扱いについて

出し手の死亡や相続放棄などにより所有者が不在となった農地について、農地中間管理事業に係る賃料については法務局に供託することにより対応しているが、土地改良区賦課金については同様の制度がないなど対応に課題があると考えている。

○ 農地中間管理事業の適切な運営について

今後、農業を辞めていく農業者の増加に伴い、農地中間管理機構が管理する農地の増加が見込まれており、将来にわたって農地中間管理事業を適切に運営していくため、機構の一層の機能強化を図っていく必要がある。

○ 地域計画（目標地図）の適切な策定について

改正農業経営基盤強化促進法等の施行により、農地中間管理事業は市町村が策定した地域計画（目標地図）の実現を図るために実施していくことになるが、地域計画について、地域によっては本来目指した姿と異なっているケースもあるため、そのブラッシュアップを行っていく必要がある。

令和7年6月25日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長	小 沢	互
委員	青 柳	智 子
委員	飯 澤	和 郎
委員	齋 藤	一 志
委員	佐 貝	全 健
委員	八 鍬	和 泉